○中部地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十三号　松阪市嬉野新屋庄町字数田一二〇八番一から同市嬉野新屋庄町字榎一一七四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中部地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十三号　名古屋市港区龍宮町一番九八から同市港区東築地町六番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間近畿地方整備局及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員延長
京都市西京区大枝沓掛町一六番一一六地先から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字一丁田五番一地先まで	〇・〇〇～二二三・八五メートル　九・九〇五キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十五年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
亀岡市安町野々神一五番四から同市安町小屋場九六番四まで	前	一二・〇五～一五・三〇メートル　〇・二一〇キロメートル
	後	一八・四〇～二一・六〇メートル　〇・二一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　亀岡市安町野々神一五番四から同市安町小屋場九六番四まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
木津川市山城町椿井落合三四番一から同市山城町椿井水垣内八番四まで	前	一〇・四五～二〇・三一メートル　〇・三九七キロメートル
	後	一五・七四～二三・六四メートル　〇・三九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十四号　木津川市山城町椿井落合三四番一から同市山城町椿井水垣内八番四まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十八号　南あわじ市広田広田字堂ノ向三番一から同市中条広田字中山二一七八番一まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日